

令和3年度

国保事業費納付金等の算定について

# 納付金算定のイメージ

市町が県に納める納付金は、県全体で必要となる納付金総額に各市町の所得シェアや被保険者数シェア、医療費水準などを反映させて算定する。

## ①県全体の納付金算定

医療費等の支出見込みから公費等の収入見込みを控除して必要となる納付金総額を推計

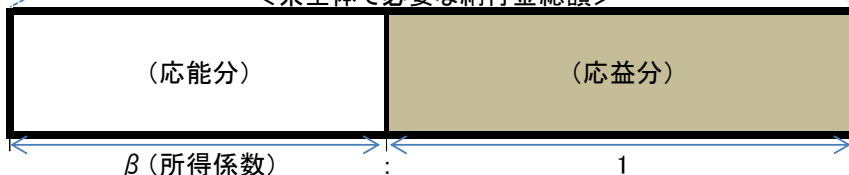
＜県全体の国保財政収支見込み＞  
(支出) (収入)

保険給付費 (医療費等)	公費等収入 県全体で必要な 納付金総額
-----------------	---------------------------

## ②応能分と応益分に按分

- ・納付金総額を所得に応じて配分する応能分と人数・世帯数に応じて配分する応益分に按分
- ・按分の比率(応能:応益)は、 $\beta:1$

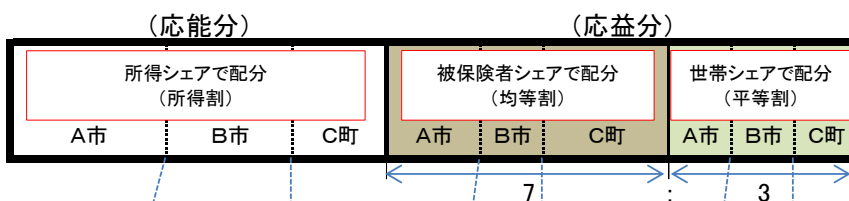
＜県全体で必要な納付金総額＞



標準の $\beta$ を使用  
(愛媛は約0.7)

## ③市町ごとの納付金算定 (下図は3方式の場合)

- ・応能分は市町ごとの所得シェア(市町ごとの所得総額/県全体の所得総額)に応じて配分
- ・応益分は市町ごとの被保険者数シェアと世帯数シェアに応じて配分

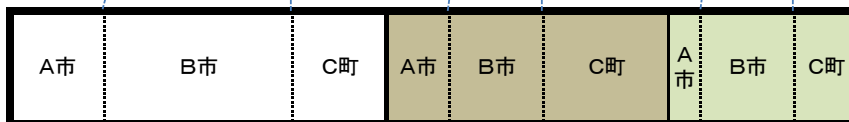


・3方式を採用  
・均等割と平等割の比率は7:3

## ④市町ごとの医療費水準の反映

- ・医療費水準の低い市町の納付金の額は減額
- ・医療費水準の高い市町の納付金の額は増額
- ・医療費指数反映係数( $\alpha=0\sim 1$ )で医療費水準反映させる程度を調整

医療費水準の差を最大限反映( $\alpha=1$ )



[医療費水準の想定]

A市:医療費水準(低)、B市:医療費水準(高)、C町:医療費水準(平均)

## 【参考】

### 《市町ごとの納付金の算定式》

$$\text{県全体の納付金総額} \times [1 + \alpha \times (\text{年齢調整後医療費指数} - 1)] \times (\beta \times \text{所得シェア} + \text{人数シェア}) / (1 + \beta) \times \gamma$$

### $\alpha$ (医療費指数反映係数)

納付金算定において、市町の年齢調整後の医療費水準をどの程度反映させるかを調整する係数

※  $\alpha = 1$ ・・・年齢調整後の医療費水準を納付金の配分に全て反映

※  $\alpha = 0$ ・・・医療費水準を納付金の配分に全く反映させない

### $\beta$ (所得係数)

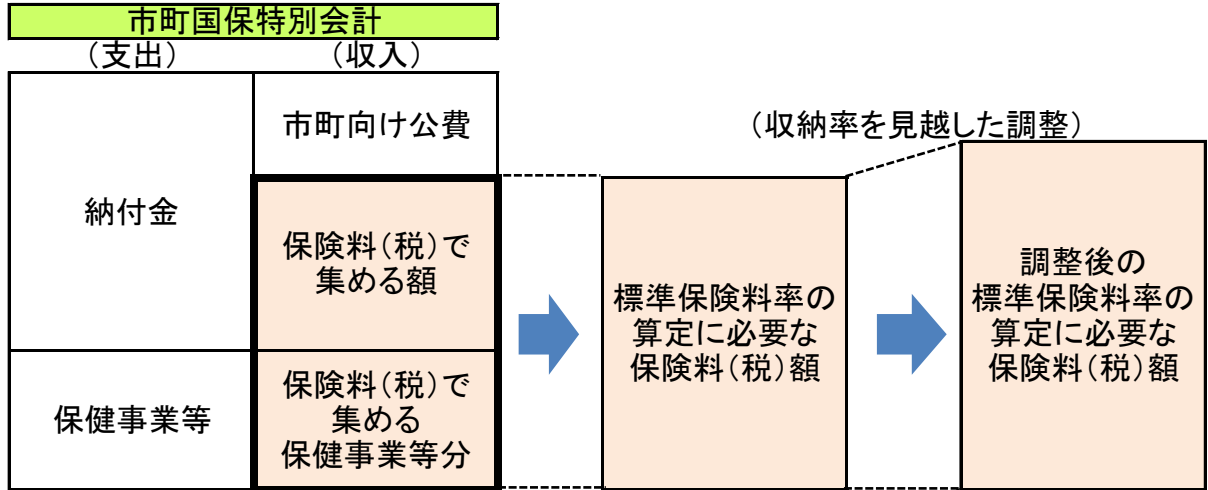
納付金及び標準保険料率の算定において、所得等に応じた配分(応能)と人数等に応じた配分(応益)の割合を調整する係数(応能:応益 =  $\beta:1$ )

### $\gamma$ (調整係数)

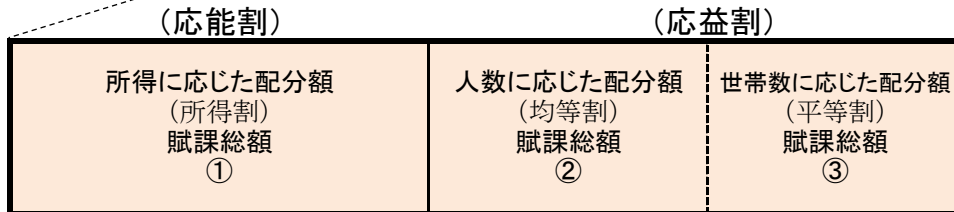
市町ごとの納付金の総額を県全体の納付金総額に合わせるための調整を行う係数

# 県内統一の標準保険料率設定イメージ

県が算定した納付金の額に市町独自の事業（保健事業や任意給付など）に要する経費や市町に直接交付される公費等の収入を加減し、保険料として集めるべき額を算定、その額を賦課方式に当てはめて、標準保険料率を設定する。



※以下、3方式の場合



《標準保険料率が決定》

所得割率 (① ÷ 所得総額)	均等割額 (② ÷ 被保険者数)	平等割額 (③ ÷ 世帯数)
〇%	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円

(参考)

上記の県内統一の標準保険料率に加え

- ・各市町の現状の算定基準に基づく標準的な保険料率
  - ・全国統一の算定基準に基づく都道府県標準保険料率(都道府県比較)
- についても設定する。

令和3年度  
国保事業費納付金等の本算定結果について

# 令和3年度 納付金等算定の前提条件（その1）

市町ごとの納付金額及び保険料必要額の算定については、下記の前提条件のとおり行った。

## 《納付金試算の前提条件》

$\alpha$ の値	$\beta$ の値	配分方式	均等：平等
$\alpha = 1$	$\beta = \text{標準}$	3方式	7：3

## 《保険料必要額試算の前提条件》

- 令和3年度の保険料必要額（本来、保険料で集めるべき額）を算定
- 市町ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準等を反映
- 令和3年度に予定されている1,700億円の公費をすべて反映
- 決算補填目的の一般会計からの法定外繰入等を行っていない前提
- 前期高齢者交付金の精算により追加交付となった34億円のうち17億円を留保（詳細は、下記参照）
- 保険料水準が、一定割合を超えて増加する市町に対しては、超過部分を減額する激変緩和措置を実施

## ○前期高齢者交付金について

前期高齢者交付金は、概算額が当該年度に交付され、2年後に確定した額に基づき、過不足額を精算することとなっている。

当該年度前期高齢者交付金 = 当該年度概算額 + 前々年度（2年度前）精算額

	H29	H30	H31	R2	R3
概算額	491	479	472	488	509
精算額	16	9	△ 11	12	34
うち留保額				12	17
合計	507	488	461	500	543
対前年差額	44	△ 19	△ 27	39	43

- ◆ 前期高齢者交付金は、年度間の変動が激しく、市町の納付金額にも大きな影響を与えている。
- ◆ 年度ごとの収支均衡を原則としながら、将来を見据えた財政運営が求められている。



令和3年度は、精算により追加交付される34億円のうち、

- 17億円を納付金算定から除外（国保特会に留保）して、将来の市町の納付金額が、年度間で大きく変動した際の激変緩和財源として確保するとともに、
- 残りの17億円は、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得等の低下に伴い、保険料収入が減少する等が想定されるため、納付金算定に算入する。

## 《標準保険料率の設定条件》

$\beta$ の値	賦課方式	均等：平等
$\beta = \text{標準}$	3方式	7：3

## 令和3年度 納付金等算定の前提条件（その2）

### 1 医療費等の推計

令和3年度に県全体で必要となる医療費等の推計にあたっては、令和2年4月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療費減少の影響を排除するため、令和元年4月～令和2年3月まで実績値に過去2年間の伸び率等を乗じて推計を行った。

保険給付費（医療費）	1,098 億円
後期高齢者支援金	180 億円
介護納付金	63 億円

### 2 国費等の収入見込み

令和3年度の国費等収入額については、国から提示された係数等を踏まえて以下のとおり見込んでいる。

前期高齢者交付金（納付金算定への算入分）	526 億円
国 費	403 億円
定率負担	236 億円
普通調整交付金	113 億円
高額医療費負担金	10 億円
保険者努力支援制度交付金（県分）	7 億円
保険者努力支援制度交付金（市町分）	6 億円
その他	31 億円
県 費	82 億円
その他	3 億円

# 保険料負担の激変緩和措置について

平成30年度の国保制度改革の本格施行によって、追加公費が投入（1,700億円）されたため、国保制度改革前に比べると、保険料の上昇抑制効果が期待される。

ただし、制度改革前は、市町の医療費や前期高齢者割合などに応じ、市町個別に交付されていた公費等が、平成30年度以降、財政運営の仕組みが変わる（納付金方式の導入等）ことによって、市町によっては公費等の収入が減少し、保険料負担が大きく増加する場合がある。



このため、制度改革によって被保険者の保険料負担が急増することがないように、以下①～③のとおり重層的な激変緩和措置が講じられている。

## 【前提】前期高齢者交付金の精算交付額を納付金算定に算入

新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得等の低下に伴い、保険料収入が減少する等が想定されるため、保険料の上昇を県が定める一定割合に抑えるよう、前期高齢者交付金の精算交付額34億円の一部を納付金算定に算入する。

※具体的な算入金額は、以下①～③の激変緩和財源を踏まえ、17億円となった。



### ①国の激変緩和財源の活用

国から提示された本県配分額（約2.4億円）



### ②県繰入金の活用

県の公費負担（給付費の9%相当）の一部を激変緩和に活用

※激変緩和に活用した分、繰入金本来の用途が減少



### ③財政安定化基金の活用

②による激変緩和を行った場合、激変緩和用特例基金（R5年度までの時限措置）を活用して繰入金減少分を補填

※愛媛県における激変緩和用特例基金の1/3（約1.2億円）を活用（取崩）

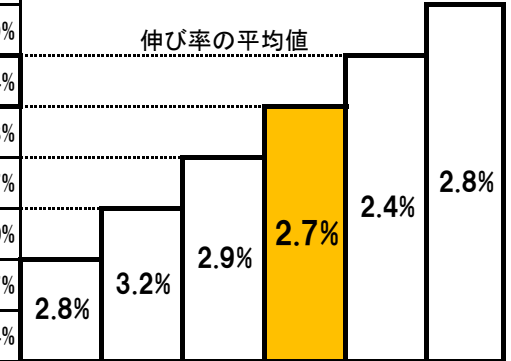
## ※激変緩和の対象となる市町

県は、医療費の自然増等を考慮した一定割合を定め、市町ごとに平成28年度（国が定める激変判定の基準年）と令和3年度の1人当たり保険料必要額の丈比べを行い、一定割合を超えて増加する市町に対し、激変緩和措置を実施する。

○令和3年度納付金算定では、一定割合を2.8%に設定

## 一定割合(自然増+δ)の設定について

年度				医療給付費等 (円)	一般 被保険者数 (人)	1人あたり 給付費等 (円)	伸び率
	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金				
26	107,645,099,305 (年報)	19,142,380,268 (確定額)	8,209,234,530 (確定額)	134,996,714,103	357,520	377,592	-
27	111,427,555,787 (年報)	19,386,868,629 (確定額)	7,559,723,034 (確定額)	138,374,147,450	349,704	395,689	4.79%
28	109,725,577,456 (年報)	18,774,050,904 (確定額)	7,137,854,902 (確定額)	135,637,483,262	339,611	399,391	0.94%
29	108,034,779,515 (年報)	18,739,676,336 (確定額)	6,857,635,840 (確定額)	133,632,091,691	328,087	407,307	1.98%
30	107,914,850,044 (年報)	18,495,912,992 (確定額)	6,420,116,864 (確定額)	132,830,879,900	319,811	415,342	1.97%
31 (R1)	108,903,528,537 (年報)	18,655,924,702 (確定額(推計))	6,322,155,298 (確定額(推計))	133,881,608,537	309,952	431,943	4.00%
R2	108,045,635,666 (推計)	18,016,293,960 (決定額 (概算+精算))	6,607,219,794 (決定額 (概算+精算))	132,669,149,420	302,708	438,274	1.47%
R3	109,750,116,887 (推計)	17,969,151,902 (決定額(推計) (概算+精算))	6,337,053,108 (決定額(推計) (概算+精算))	134,056,321,897	293,720	456,409	4.14%



※ 医療給付費(年報値)は、支払義務額(年報B表(1)(続))から算出

- 都道府県は、激変緩和措置の基準として、毎年度、一定割合(自然増+δ)を設定することとされている。
- 各市町の標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)が一定割合以上増加すると見込まれる場合には、激変緩和財源を活用して当該市町の納付金総額を減額することで激変を緩和する。

【令和3年度納付金算定における一定割合】

一定割合(2.8%) = 医療費等の自然増(2.7%) + δ(0.1%)

(参考) 令和2年度

一定割合(2.6%) = 医療費等の自然増(2.4%) + δ(0.2%)

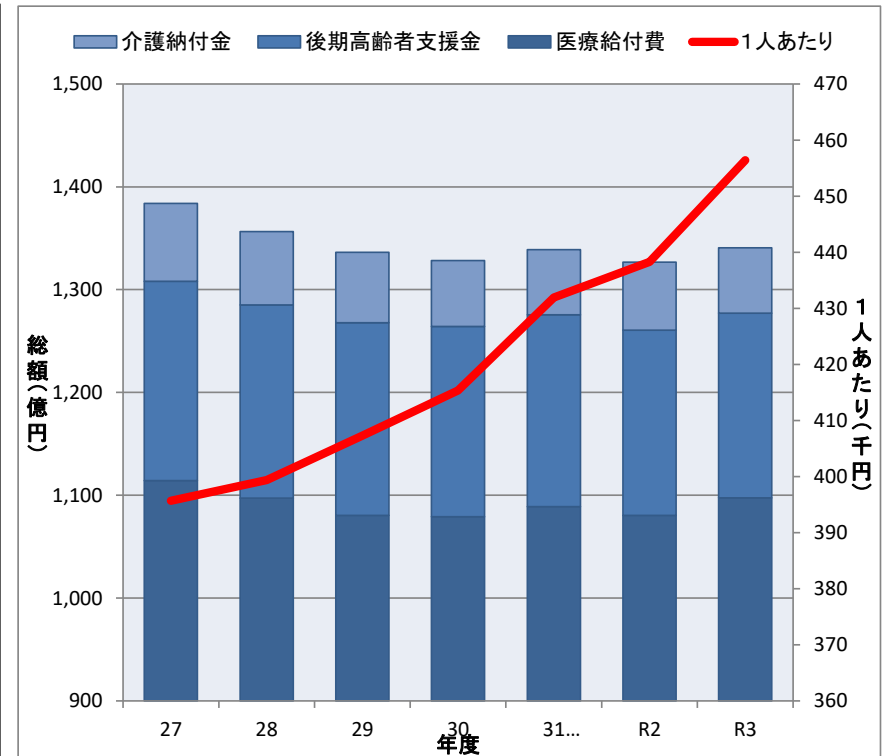
### <自然増: 2.7%>

昨年度と同様、医療給付費のほか、後期高齢者支援金及び介護納付金も含めた全体の給付費等の1人あたり金額の伸び率を踏まえ設定。激変緩和の基点となる28年度から令和3年度までの平均伸び率である**2.7%**とした。

### <δ: 0.1%>

δの値については、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による市町国保被保険者の所得等の低下に伴い、保険料収入が減少するなど、**市町国保の財政運営状況がより一層厳しくなることが想定されることから、令和2年度の設定値から0.1%引き下げ、δ=0.1%に設定した。**

なお、δ=0.1%とするために、前期高齢者交付金の精算額(34億円)のうち17億円を納付金算定に算入した上で、激変緩和財源として、国財源2.4億円(全額)及び県特例基金1.2億円の3.6億円を活用した。





# 令和3年度保険料必要額等の算定結果

令和3年度の県内市町国保の保険料水準を算定した結果、1人当たり保険料必要額は、県平均で104,299円となり、基準年の28年度（94,204円）と比較して、1年当たり2.1%の増。

## 1人当たり保険料必要額

H28年度 (基準年)	R3年度 (対28増減額)	対28 単年増減率
94,204	104,299円 (+10,095円)	+2.1%

## (参考) 1人当たり給付費等

H28年度 (基準年)	R3年度 (対28増減額)	対28 単年増減率
399,391	456,409円 (+57,018円)	+2.7%

R1年度は、+1.8% (対28 単年増減率)

## ○市町別納付金及び保険料必要額の状況

激変緩和対象	市町名	R3納付金			
		(激変緩和前)		(激変緩和後)	
		(d) 納付金総額 (千円)	1人当たり 納付金額 (円)	(d) 納付金総額 (千円)	1人当たり 納付金額 (円)
○	松山市	13,189,621	130,364	12,988,789	128,379
	今治市	4,500,212	126,992	4,500,212	126,992
	宇和島市	2,646,292	126,957	2,646,292	126,957
	八幡浜市	1,347,579	150,081	1,347,579	150,081
	新居浜市	2,935,195	132,174	2,935,195	132,174
	西条市	3,073,490	132,862	3,073,490	132,862
	大洲市	1,306,797	131,561	1,306,797	131,561
○	伊予市	1,057,065	130,502	1,005,047	124,080
	四国中央市	2,219,469	138,717	2,219,469	138,717
○	西予市	1,177,236	124,919	1,143,592	121,349
	東温市	890,357	131,612	890,357	131,612
○	上島町	229,879	131,963	221,967	127,421
	久万高原町	264,475	125,701	264,475	125,701
○	松前町	825,609	130,862	775,566	122,930
○	砥部町	589,592	122,806	570,901	118,913
	内子町	508,803	122,574	508,803	122,574
	伊方町	350,253	129,675	350,253	129,675
	鬼北町	281,427	113,205	281,427	113,205
	松野町	110,863	114,646	110,863	114,646
	愛南町	750,842	116,193	750,842	116,193
	県全体	38,255,055	130,243	37,891,915	129,007



- 市町の独自経費を加算
  - ・保健事業
  - ・出産育児諸費
  - ・葬祭諸費 等
- 市町の直接収入を減算
  - ・安定化支援事業 (地財措置)
  - ・基盤安定繰入金 (支援分)
  - ・保険者努力支援制度 等

激変緩和対象	市町名	R3保険料必要額			
		(激変緩和前)		(激変緩和後)	
		(e) 保険料必要総額 (千円)	1人当たり 保険料必要額 (円)	(e) 保険料必要総額 (千円)	1人当たり 保険料必要額 (円)
	松山市	10,809,862	106,842	10,609,030	104,857
	今治市	3,579,480	101,010	3,579,480	101,010
	宇和島市	2,159,003	103,580	2,159,003	103,580
	八幡浜市	1,132,725	126,153	1,132,725	126,153
	新居浜市	2,298,014	103,481	2,298,014	103,481
	西条市	2,421,472	104,676	2,421,472	104,676
	大洲市	1,049,149	105,623	1,049,149	105,623
	伊予市	872,732	107,746	820,714	101,324
	四国中央市	1,754,819	109,675	1,754,819	109,675
	西予市	942,737	100,035	909,094	96,465
	東温市	739,041	109,245	739,041	109,245
	上島町	196,480	112,790	188,568	108,248
	久万高原町	214,345	101,875	214,345	101,875
	松前町	713,270	113,056	663,227	105,124
	砥部町	498,290	103,789	479,600	99,896
	内子町	415,286	100,044	415,286	100,044
	伊方町	287,988	106,623	287,988	106,623
	鬼北町	221,747	89,199	221,747	89,199
	松野町	73,597	76,109	73,597	76,109
	愛南町	617,586	95,572	617,586	95,572
	県全体	30,997,623	105,534	30,634,483	104,299

## 1人当たり保険料必要額の基準年(H28年度)との比較

激変緩和対象	市町名	28年度 (基準年) (円) ①	激変緩和措置なし			激変緩和措置(一定割合2.8%)		
			R3年度 (円) ②	変動額 (円) ②-①	単年伸び率 (%)	R3年度 (円) ②'	変動額 (円) ②'-①	単年伸び率 (%)
○	松山市	91,332	106,842	15,510	3.2	104,857	13,525	2.8
	今治市	95,166	101,010	5,844	1.2	101,010	5,844	1.2
	宇和島市	97,501	103,580	6,079	1.2	103,580	6,079	1.2
	八幡浜市	111,991	126,153	14,162	2.4	126,153	14,162	2.4
	新居浜市	93,150	103,481	10,331	2.1	103,481	10,331	2.1
	西条市	94,977	104,676	9,699	2.0	104,676	9,699	2.0
	大洲市	97,666	105,623	7,957	1.6	105,623	7,957	1.6
○	伊予市	88,253	107,746	19,493	4.1	101,324	13,071	2.8
	四国中央市	99,593	109,675	10,082	1.9	109,675	10,082	1.9
○	西予市	84,024	100,035	16,011	3.5	96,465	12,441	2.8
	東温市	98,684	109,245	10,561	2.1	109,245	10,561	2.1
○	上島町	94,285	112,790	18,505	3.6	108,248	13,963	2.8
	久万高原町	109,037	101,875	▲ 7,162	▲ 1.3	101,875	▲ 7,162	▲ 1.3
○	松前町	91,563	113,056	21,493	4.3	105,124	13,561	2.8
○	砥部町	87,010	103,789	16,779	3.6	99,896	12,886	2.8
	内子町	104,244	100,044	▲ 4,200	▲ 0.8	100,044	▲ 4,200	▲ 0.8
	伊方町	99,334	106,623	7,289	1.4	106,623	7,289	1.4
	鬼北町	87,141	89,199	2,058	0.5	89,199	2,058	0.5
	松野町	69,294	76,109	6,815	1.9	76,109	6,815	1.9
	愛南町	97,860	95,572	▲ 2,288	▲ 0.5	95,572	▲ 2,288	▲ 0.5
愛媛県		94,204	105,534	11,330	2.3	104,299	10,095	2.1

○28年度が、制度改革による保険料負担の変動を捕捉するための基準年(国の設定)

○17市町が増加、3市町が減少

○6市町が激変緩和措置の対象

### 【注意】

○全国で約1,700億円の公費を全額反映

○市町ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準等を反映

○保険料水準が1年当たり2.8%を超えて増加する市町に対しては、超過部分を減額する激変緩和措置を実施(激変緩和用の国費及び県特例基金を活用)

○28年度、R3年度とも、決算補填目的の法定外繰入等を行っていない場合の額、法定の保険料軽減分を減算する前の額に揃えて比較

○28年度の実際の保険料額は、決算補填目的の法定外繰入等により、上記水準よりも低く抑えられている場合あり

○R3年度の実際の保険料額(料率)は、上記の算定結果などを踏まえ、今後、各市町において決定

## 《標準保険料率（令和3年度）》

市町	区分	市町村標準保険料率 (3方式)				市町村の算定基準に基づく標準保険料率 (3・4方式)			
		所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1 松山市	医療分	7.90	/	32,597	22,462	10.31	/	26,109	18,555
	後期分	2.61		10,533	7,258	3.43		8,459	6,012
	介護分	2.28		11,715	6,319	2.96		8,669	5,723
2 今治市	医療分	7.15	/	29,538	20,354	7.64	17.21	19,329	24,140
	後期分	2.61		10,516	7,246	2.88	5.72	7,252	7,407
	介護分	2.28		11,669	6,294	2.33	5.30	8,158	7,058
3 宇和島市	医療分	6.67	/	27,526	18,967	6.27	29.77	21,527	18,485
	後期分	2.65		10,679	7,358	2.43	11.50	8,327	7,151
	介護分	2.31		11,845	6,389	1.79	12.98	10,114	6,193
4 八幡浜市	医療分	7.71	/	31,849	21,946	7.98	15.17	22,193	26,928
	後期分	2.60		10,484	7,224	2.85	6.92	6,790	7,999
	介護分	2.28		11,673	6,296	2.10	2.99	9,514	6,967
5 新居浜市	医療分	7.73	/	31,912	21,990	9.51	/	27,152	18,015
	後期分	2.52		10,163	7,003	3.03		8,686	5,763
	介護分	2.32		11,905	6,421	2.92		9,879	4,795
6 西条市	医療分	7.61	/	31,426	21,655	8.54	18.87	23,860	18,340
	後期分	2.65		10,682	7,361	2.75	6.34	8,397	6,571
	介護分	2.28		11,675	6,297	2.50	6.61	9,128	4,720
7 大洲市	医療分	7.78	/	32,133	22,142	7.49	34.57	27,132	18,714
	後期分	2.57		10,371	7,147	2.41	11.09	8,796	6,067
	介護分	2.25		11,525	6,216	1.93	13.23	10,082	4,990
8 伊予市	医療分	7.25	/	29,940	20,631	7.97	/	23,754	26,171
	後期分	2.53		10,217	7,040	2.73		8,246	9,083
	介護分	2.21		11,356	6,125	2.41		9,211	6,917
9 四国中央市	医療分	7.94	/	32,797	22,600	7.43	24.56	28,841	19,811
	後期分	2.63		10,596	7,301	2.42	8.00	9,362	6,430
	介護分	2.25		11,530	6,219	2.20	10.81	9,790	4,811
10 西予市	医療分	6.91	/	28,510	19,645	7.62	21.41	18,623	21,541
	後期分	2.58		10,405	7,170	2.66	12.13	6,386	8,201
	介護分	2.27		11,627	6,271	2.32	8.92	7,103	7,291
11 東温市	医療分	7.96	/	32,848	22,635	10.34	/	25,963	18,344
	後期分	2.61		10,536	7,260	3.41		8,393	5,840
	介護分	2.27		11,626	6,270	3.24		8,623	4,401
12 上島町	医療分	7.45	/	30,751	21,190	7.83	47.31	19,899	22,425
	後期分	2.57		10,345	7,129	3.31	12.48	5,097	6,718
	介護分	2.29		11,723	6,323	2.08	10.55	8,975	6,703
13 久万高原町	医療分	8.43	/	34,823	23,996	10.57	53.09	20,445	24,217
	後期分	2.61		10,530	7,256	2.84	8.35	7,353	9,071
	介護分	2.24		11,506	6,206	1.38	9.27	12,341	6,716
14 松前町	医療分	7.47	/	30,847	21,256	9.21	/	23,099	21,572
	後期分	2.60		10,497	7,233	3.15		8,363	7,142
	介護分	2.28		11,689	6,305	3.24		8,172	5,032
15 砥部町	医療分	7.06	/	29,153	20,089	8.24	/	24,940	17,806
	後期分	2.60		10,478	7,220	3.06		9,007	6,430
	介護分	2.24		11,511	6,208	2.77		9,753	4,951
16 内子町	医療分	7.16	/	29,552	20,364	7.08	29.39	23,209	18,542
	後期分	2.67		10,761	7,415	2.72	11.23	8,291	6,326
	介護分	2.35		12,039	6,493	2.15	12.78	10,260	4,971
17 伊方町	医療分	7.50	/	30,955	21,330	8.03	48.63	18,679	20,769
	後期分	2.65		10,690	7,366	2.89	12.70	7,451	5,885
	介護分	2.24		11,483	6,193	2.54	9.88	7,509	5,203
18 鬼北町	医療分	6.65	/	27,455	18,919	6.82	24.69	18,118	19,634
	後期分	2.61		10,516	7,246	2.58	10.74	7,992	6,011
	介護分	2.19		11,227	6,055	2.06	8.68	9,095	4,842
19 松野町	医療分	5.88	/	24,270	16,724	6.34	22.85	16,322	19,356
	後期分	2.62		10,572	7,285	2.76	9.02	7,628	8,161
	介護分	2.29		11,744	6,334	2.74	8.35	8,526	6,269
20 愛南町	医療分	6.96	/	28,734	19,800	7.19	30.91	17,850	24,725
	後期分	2.65		10,677	7,357	2.82	9.64	6,703	9,035
	介護分	2.30		11,795	6,362	2.50	7.06	7,239	6,693

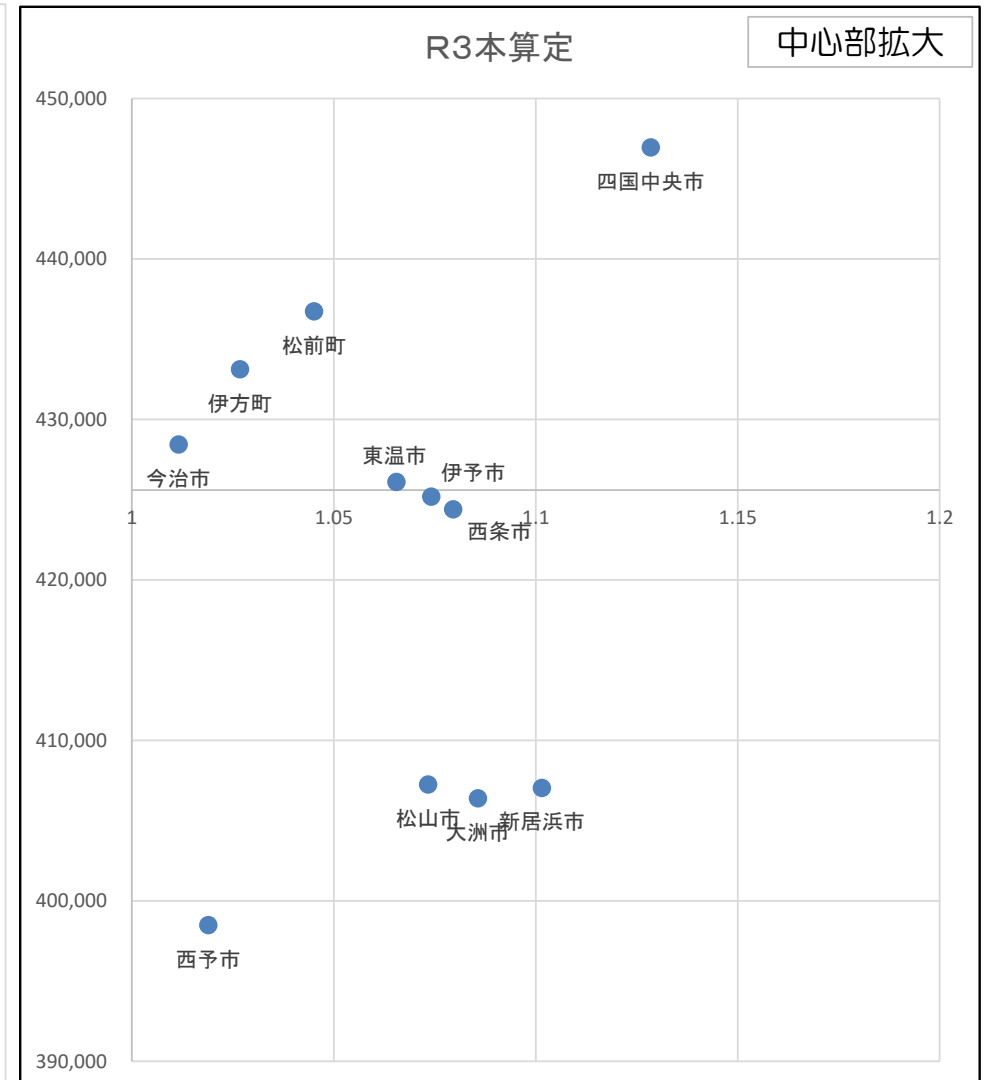
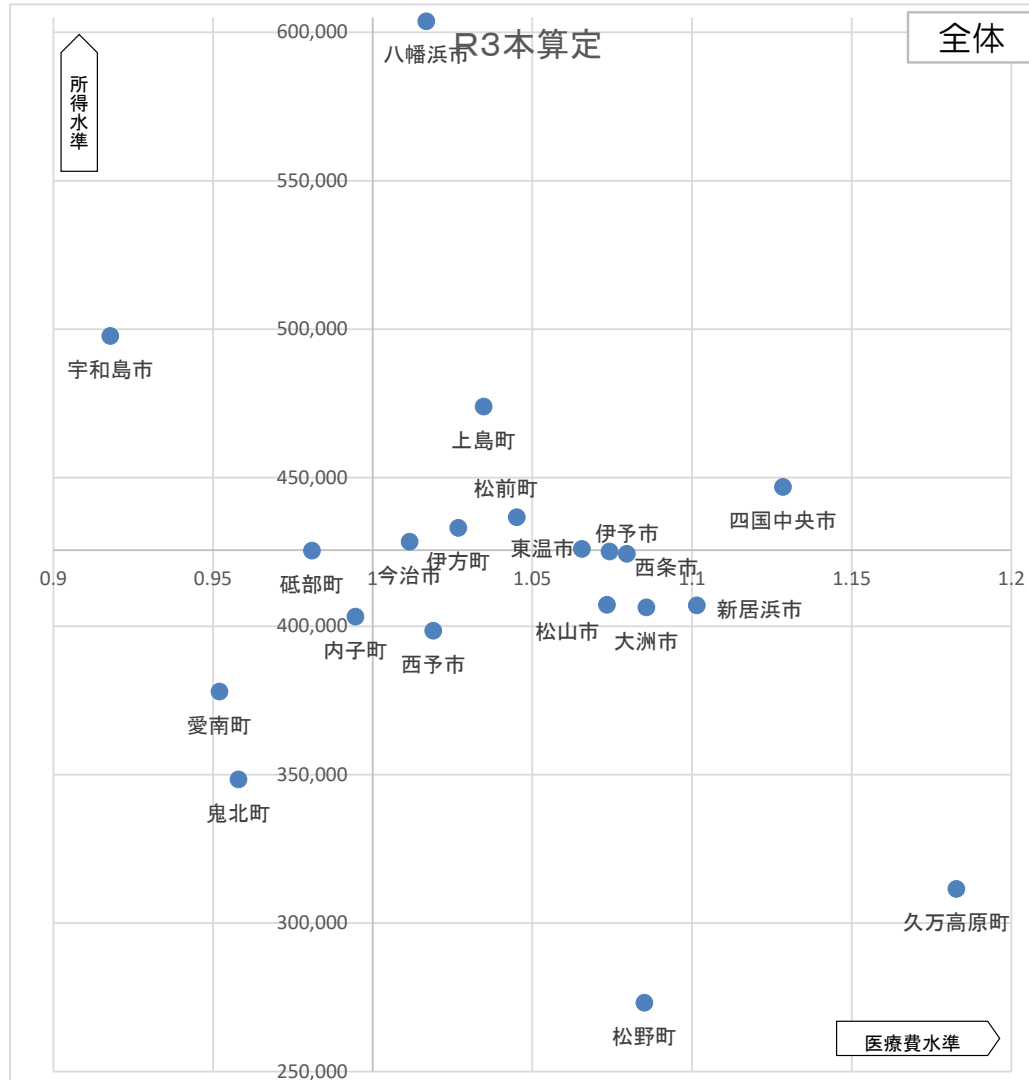
○「市町村標準保険料率」は、県内統一の方式により、保険料必要額を確保するための料率を算定したもの

○「市町村の算定基準に基づく標準保険料率」は、各市町が現状で採用している方式で、保険料必要額を確保するための料率を算定したもの

## 【四象限図】(医療費水準及び所得水準)

市町村標準保険料率の算定に使用した基本情報(本算定)のデータから、納付金配分において使用される各市町の医療費指数(横軸)と一人あたり所得金額(縦軸)をプロット。

XY軸の交点(R3本算定)	
医療費指数(全国水準)	1.0000
1人あたり所得額(県平均)	425,597



参考（令和2年度納付金等算定結果）

## 1人当たり保険料必要額の基準年(H28年度)との比較

激変緩和対象	市町名	28年度 (基準年) (円) ①	激変緩和措置なし			激変緩和措置(一定割合2.6%)		
			R2年度 (円) ②	変動額 (円) ②-①	単年伸び率 (%)	R2年度 (円) ②'	変動額 (円) ②'-①	単年伸び率 (%)
○	松山市	91,496	104,107	12,611	3.3	101,386	9,890	2.6
	今治市	95,149	98,318	3,169	0.8	98,318	3,169	0.8
	宇和島市	97,805	99,242	1,437	0.4	99,242	1,437	0.4
	八幡浜市	112,259	120,576	8,317	1.8	120,576	8,317	1.8
	新居浜市	93,102	101,743	8,641	2.2	101,743	8,641	2.2
	西条市	95,052	101,563	6,511	1.7	101,563	6,511	1.7
	大洲市	98,095	100,119	2,024	0.5	100,119	2,024	0.5
○	伊予市	88,170	107,023	18,853	5.0	97,700	9,530	2.6
	四国中央市	99,610	107,630	8,020	2.0	107,630	8,020	2.0
○	西予市	84,179	95,317	11,138	3.2	93,278	9,099	2.6
	東温市	98,627	106,637	8,010	2.0	106,637	8,010	2.0
○	上島町	94,868	106,100	11,232	2.8	105,122	10,254	2.6
	久万高原町	109,811	106,719	▲ 3,092	▲ 0.7	106,719	▲ 3,092	▲ 0.7
○	松前町	91,497	110,326	18,829	4.8	101,387	9,890	2.6
○	砥部町	86,893	97,939	11,046	3.0	96,286	9,393	2.6
	内子町	105,054	104,402	▲ 652	▲ 0.2	104,402	▲ 652	▲ 0.2
	伊方町	99,419	104,870	5,451	1.3	104,870	5,451	1.3
	鬼北町	87,958	89,138	1,180	0.3	89,138	1,180	0.3
○	松野町	69,456	86,649	17,193	5.7	76,965	7,509	2.6
	愛南町	98,348	95,317	▲ 3,031	▲ 0.8	95,317	▲ 3,031	▲ 0.8
愛媛県		94,345	102,766	8,421	2.2	101,257	6,912	1.8

○28年度が、制度改革による保険料負担の変動を捕捉するための基準年(国の設定)

○17市町が増加、3市町が減少

○7市町が激変緩和措置の対象

### 【注意】

○全国で約1,700億円の公費を全額反映

○市町ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準等を反映

○R2年度に見込まれる診療報酬改定等を考慮

○保険料水準が1年当たり2.6%を超えて増加する市町に対しては、超過部分を減額する激変緩和措置を実施(激変緩和用の国費及び県特例基金で対応)

○28年度、R2年度とも、決算補填目的の法定外繰入等を行っていない場合の額、法定の保険料軽減分を減算する前の額に揃えて比較

○28年度の実際の保険料額は、決算補填目的の法定外繰入等により、上記水準よりも低く抑えられている場合あり

○R2年度の実際の保険料額(料率)は、上記の算定結果などを踏まえ、今後、各市町において決定

《標準保険料率（令和2年度）》

市町	区分	市町村標準保険料率 (3方式)				市町村の算定基準に基づく標準保険料率 (3・4方式)			
		所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1 松山市	医療分	7.70	/	31,510	22,003	10.02	/	25,265	18,143
	後期分	2.64		10,630	7,423	3.48		8,556	6,145
	介護分	2.50		12,877	7,019	3.36		9,472	6,327
2 今治市	医療分	7.00	/	28,650	20,006	7.54	16.82	19,062	24,023
	後期分	2.61		10,506	7,336	2.92	5.72	7,360	7,589
	介護分	2.47		12,742	6,946	2.59	5.86	9,041	7,871
3 宇和島市	医療分	6.33	/	25,936	18,111	6.05	28.66	20,114	17,349
	後期分	2.66		10,714	7,482	2.48	11.77	8,296	7,155
	介護分	2.54		13,102	7,142	2.07	14.54	11,014	6,775
4 八幡浜市	医療分	7.41	/	30,351	21,194	7.61	15.69	21,830	26,995
	後期分	2.60		10,489	7,324	2.87	7.34	7,042	8,457
	介護分	2.47		12,764	6,957	2.20	3.95	10,969	8,132
5 新居浜市	医療分	7.52	/	30,787	21,498	9.24	/	26,212	17,675
	後期分	2.66		10,723	7,488	3.20		9,156	6,174
	介護分	2.52		13,014	7,094	3.20		10,799	5,216
6 西条市	医療分	7.35	/	30,110	21,026	8.28	17.97	23,207	17,658
	後期分	2.65		10,677	7,456	2.79	6.26	8,485	6,567
	介護分	2.48		12,812	6,984	2.78	7.41	10,041	5,221
7 大洲市	医療分	7.30	/	29,907	20,884	7.37	32.94	25,320	17,613
	後期分	2.60		10,464	7,307	2.54	11.30	8,886	6,181
	介護分	2.48		12,773	6,962	2.31	14.79	11,117	5,584
8 伊予市	医療分	6.91	/	28,282	19,749	7.64	/	22,228	24,454
	後期分	2.54		10,256	7,162	2.78		8,190	9,006
	介護分	2.35		12,117	6,605	2.65		9,532	7,202
9 四国中央市	医療分	7.85	/	32,130	22,436	7.20	24.36	28,289	19,641
	後期分	2.62		10,556	7,371	2.37	8.03	9,321	6,472
	介護分	2.44		12,574	6,854	2.39	11.80	10,736	5,236
10 西予市	医療分	6.73	/	27,555	19,241	7.60	21.38	18,220	21,754
	後期分	2.59		10,442	7,291	2.77	12.55	6,473	8,579
	介護分	2.42		12,460	6,792	2.59	10.39	7,671	8,095
11 東温市	医療分	7.85	/	32,146	22,447	9.92	/	26,435	18,861
	後期分	2.61		10,518	7,344	3.31		8,707	6,116
	介護分	2.47		12,739	6,944	3.38		9,995	5,066
12 上島町	医療分	7.25	/	29,665	20,715	7.42	44.45	19,738	21,948
	後期分	2.62		10,559	7,373	3.31	12.33	5,410	6,952
	介護分	2.52		13,011	7,092	2.57	13.83	10,309	7,680
13 久万高原町	医療分	8.89	/	36,413	25,427	11.11	53.54	21,004	24,942
	後期分	2.64		10,629	7,422	2.89	8.13	7,303	9,024
	介護分	2.40		12,358	6,736	1.56	10.32	13,155	7,198
14 松前町	医療分	7.21	/	29,525	20,617	8.55	/	22,363	21,259
	後期分	2.61		10,516	7,343	3.05		8,455	7,356
	介護分	2.40		12,354	6,734	3.15		9,039	5,665
15 砥部町	医療分	6.75	/	27,626	19,291	7.66	/	23,726	17,348
	後期分	2.60		10,487	7,323	2.99		9,036	6,607
	介護分	2.43		12,536	6,833	2.95		10,708	5,421
16 内子町	医療分	7.72	/	31,611	22,074	7.68	31.63	24,869	19,727
	後期分	2.57		10,359	7,233	2.65	10.89	7,983	6,046
	介護分	2.46		12,700	6,922	2.37	13.39	10,662	5,240
17 伊方町	医療分	7.67	/	31,391	21,920	8.56	49.19	18,559	21,405
	後期分	2.61		10,511	7,340	2.96	12.41	7,147	5,855
	介護分	2.43		12,555	6,844	2.87	10.76	8,120	5,714
18 鬼北町	医療分	6.75	/	27,637	19,299	7.65	29.87	17,531	19,188
	後期分	2.60		10,466	7,308	2.82	13.26	7,575	5,787
	介護分	2.43		12,538	6,834	3.17	12.88	8,556	5,104
19 松野町	医療分	5.99	/	24,524	17,125	6.81	24.33	16,636	19,397
	後期分	2.57		10,372	7,243	2.87	9.25	7,527	7,920
	介護分	2.40		12,384	6,750	2.97	9.09	9,263	6,802
20 愛南町	医療分	6.91	/	28,274	19,744	7.25	30.93	17,212	23,873
	後期分	2.65		10,683	7,460	2.88	9.77	6,548	8,840
	介護分	2.49		12,860	7,010	2.84	8.00	7,694	7,298

○「市町村標準保険料率」は、県内統一の方式により、保険料必要額を確保するための料率を算定したもの

○「市町村の算定基準に基づく標準保険料率」は、各市町が現状で採用している方式で、保険料必要額を確保するための料率を算定したもの